少子化と子育て支援

山上 明

鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科

はじめに

昨年は年金制度改革をめぐり、政治家の未加入・未 払い問題で閣僚や党首が辞任するなど、政界は大きく 揺れ動いた。さらに、その年金改革法案をめぐる国会 審議の動きは、その後の参議院議員選挙にも大きな影 響を与えた。そもそも年金問題では何が重要なのであ ろうか。確かに、20歳以上の者全てが加入の義務があ るにもかかわらず、その4割の者が未加入若しくは未 納であることは、大変重要な点である。その解決のた めには、制度の一元化や運用の適正化を図ることが早 急に求められる。しかし、最も重要なのは、少子・高 齢化の時代を迎え、年金を受給する人たちが増え、そ れを支えている人たちが減少していることである。高 齢化の目安である高齢化率は, 2025 年は 28.7%に, さ らに 2050 年には 35.7% に達するとされ、実に国民の 3人に1人が65歳以上のお年寄り、つまり現行法上 の年金受給者になると予測されている。 それに対し、 少子化の目安である合計特殊出生率(一人の女性が一 生の間に生む子どもの数の平均値)は、第2次ベビー ブームといわれた1971年の2.16人をピークに減少の 一途を辿っている。2002年には1.32人となり、さら

に2003年には1.29人となって、ついに1.30人を割り込んだ。政府見解では、この傾向はしばらく続きその後多少上向くとの予想ではあるが、1971年の時点程度まで回復するといった見通しは全くない。つまり、少子化の問題は、日本の福祉を考えていく上でも大変重要なことがらで、この問題を解決せずに日本の将来はないといっても過言ではない。いくら制度上の工夫をしても高齢者の数を減らすことはできないことは当然のことである。しかし、子どもの数を増やすことは、その環境を整えるなど施策上の工夫をすれば、決して不可能なことではない。

では、その少子化に歯止めをかけるためには何が必要なのか。単に高齢社会を支える存在としてだけではなく、子どもを産み育てることの大切さや喜びを享受できるような社会を作り上げていくためにはどうすればよいのか、私なりの視点で見解を述べてみたい。

I 少子化の現状とその原因

1. 合計特殊出生率の推移

第2次世界大戦後,連合国総司令部(G.H.Q)の指導のもと日本の非軍事化・民主化政策が進められ,同

時に福祉制度の整備が進められた。1947 (昭和22) 年 に児童福祉法, 1949 (昭和24) 年に身体障害者福祉法, 1950 (昭和25) 年には現行の生活保護法が制定され、 今日の福祉制度の基礎が形成された。そして、戦地か らの復員が始まるとともに結婚ブームとなり、出産も 相次ぎ、第1次ベビーブームと呼ばれた。特に1947 (昭和22)年の出生数は2.678.792人となり、合計特 殊出生率は4.54人に達した。その傾向は1949(昭和 24) 年の4.32人まで続くが、翌1950(昭和25)年の 3.65人からは少しずつ減少していったものの、戦後最 低と言われた1966 (昭和41, ひのえうま) 年の1.58 人を除けば2.0人前後を維持してきた。しかし、第2 次ベビーブームといわれた1971(昭和46)年の2.16 人を最高に徐々に減少しはじめ、1975 (昭和50)年に は1.91人とついに2.0人を割り込み、さらに翌年に は1.85人, 2年後の1978 (昭和53)年には1.79人と 1.80 人をも割り込んだ。1984 (昭和59) 年には一旦 1.81 人までは回復するが、再び減少し続け、1989(平 成元) 年には戦後最低の 1.57 人となり、「1.57 ショッ ク」として、一気に社会問題化された。その後も減少 傾向は止まらず、2000 (平成12) 年に若干の回復は見 たものの, 前述のように 2003 (平成 15) 年には 1.30 人をも割り込んでしまった。

では、なぜこのように少子化が進むのだろうか。 様々な原因は考えられるが、ここでは児童を取り巻く 環境の変化という視点から述べてみたい。

2. 少子化の原因

1995 (平成7)年の『厚生白書』によると、「理想の子ども数を持とうとしない理由」として、①子育てに金がかかる、②高齢で産むのがいや、③教育に金がかかる、④心理的・肉体的不安、⑤経済的不安、⑥子育てに対する不安などが上位にあげられていた。その後これらのことに対し様々な施策が講じられたが、出生率の低下に歯止めをかけるには至っていない。それは、単に「結婚して子どもを産んで育てる」というごく当たり前に考えられていた結婚観や子育て観の変化にもその原因を見出すことができる。晩婚化や非婚化

など若者の結婚行動に変化が生じ、出産行動に結びつ きにくい状況が生まれてきているのではないだろう か。総務省統計局による 1970 (昭和 45) 年と 2000 (平 成12)年の国勢調査の結果を比較するとその点が明ら かになる。男女別の未婚率の推移を見ると、男性30 歳代前半の未婚率 1970 年には 11.7% だったものが. 2000年には42.9%と大きく上昇している。つまり、 以前はこの年代の約10人に1人が未婚の独身者だっ たものが、現在は約10人の内4人が未婚の独身者で あることがわかる。さらに、同じく男性30歳代後半 の未婚率を比較しても以前の4.7%(約20人に1人) に対し、現在は25.7%(約4人に1人)と高い率を示 している。また、女性の20歳代後半の未婚率を見る と1970年に18.1%(約5人に1人)だったものが、 2000年には54.0%と上昇し、この年代の半数以上が 未婚の独身者であることがわかる。さらに、女性30 歳代前半を比較しても以前の7.2%(約14人に1人) から26.5%(約4人に1人)と上昇している。〔図-1〕

次に、晩婚化に伴い生涯結婚しない者の数も増加している。生涯未婚率(45~49歳および50~54歳未婚率の平均値)の変化を見ると、男女とも上昇傾向にあり、特に男性は1985(昭和60)年以降急激に上昇している。〔図-2〕このように非婚化の傾向は、シングルマザーの場合などの場合もあるが、少子化の直接的原因となっている。

しかし、以上のようなことだけが少子化の原因ではない。2002 (平成14)年の『出生動向基本調査』によると、将来、産んでみたい「理想」の子どもの数と実

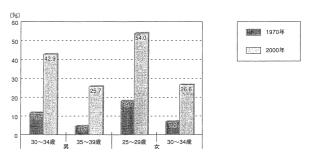


図-1 男女別未婚率の推移

資料:総務省統計局「国勢調査」

際に産む「予定」の子どもの数を比較すると、「理想」を3人としていた夫婦の比率が35.6%だったものが「予定」では半分近くの19.7%に減少し、逆に「理想」を1人としていた夫婦の比率が3.9%から「予定」では3倍の12.1%に上昇している。〔図-3〕また、同調査の「理想の子ども数を持とうとしない理由」を見ると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、次に「高齢で産むのがいやだから」「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」「自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから」などが続いている。つまり、夫婦の希望と現実には大きなギャップはあり、産みたくても産めない、育てたくても育てにくい育児環境、さらには社会環境の変化が少子化の大きな要因

になっていると捉えるべきであろう。

3. 子育て環境の変化

子育て環境の変化は社会環境全体の変化でもあり、 その関連性をも含めて次のようなことがらに沿って述 べてみたい。

①女性の社会進出

女性の社会への進出は以前からあった現象で今さら 取り上げることもなく、近頃ではごく当然のこととし て捉えるべきことなのかもしれない。「男は仕事、女 は家庭」という概念は少しずつ変わりつつあるが、子 育てという夫婦共同責任の中で、子どもを産んで育て

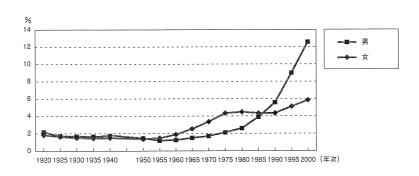


図-2 生涯未婚率の推移

資料:総務省統計局「国勢調査報告」により、国立社会保障・人口問題研 究所算出

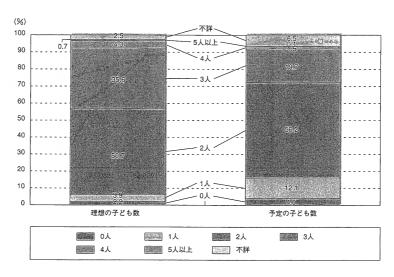


図-3 理想と予定の子ども数(結婚10年未満の夫婦)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(2002年)

るという大切な役割を担っている女性の社会進出は, 子育てを論じる上で避けて通れないことがらである。

女性が社会に進出することには様々な意味合いがあると思うが、ここでは一般的に「何らかの職業について仕事をする」という観点から論じてみたい。

子育てという大きな役割を担いながら、同時に会社 やその他の組織でその責任を果たさなくてはならない というジレンマ、つまり子育てと仕事の両立という極 めて大きな問題が生じてくる。2003 (平成15) 年に厚 生労働省雇用均等・児童家庭局が UFI 総合研究所に 委託して、未就学児を持つ父母並びに中高生を対象に 行われた『子育て支援等に関する調査研究』によると, 「子育てをしながら働く上での問題点」という質問に 対しては、父親では「子育てに十分時間をかけられな い」が39.2%と最も多く、「休みが取りにくい・残業が 多い」(32.9%)、「仕事と家事・育児の両立が難しい」 (25.2%) が続き、母親では「仕事と家事・育児の両 立が難しい」が30.6%と最も多く、「保育サービスに お金がかかる」(23.9%)、「子育てに十分時間をかけら れない」(23.4%) が続いている。仕事をしながら子育 てをすることの難しさは父母ともに感じているが、特 に母親にとっては大変深刻な問題である。育児休業制 度や保育制度の充実などが図られているが、まだまだ

多くの課題を残している。

②核家族化

核家族化と言われるようになって久しいが. 「国民 生活基礎調査」によると子どもや孫と同居している高 齢者は、1980 (昭和55) 年 (当時は厚生行政基礎調査) の69.0%から徐々に減少し、2002(平成14)年には 47.0%と半数以下になっている。逆に高齢者のみの世 帯は1980年の28.1%から徐々に増加し、2002年には 49.3%と半数近くになっている。〔図-4〕つまり言い 換えれば、お年寄りを含む三世代世帯が減り、夫婦と 子どもだけの二世代世帯が増えているということにな る。また、同調査の平均世帯人数の推移を見ると、 1953 (昭和 28) 年に 5.00 人だったものが 1980 年 3.28 人になり、2002年には2,74人まで減少している。こ のことからも核家族化が進んでいることが理解でき る。高齢者は、単に母親が仕事に行く時のサポート役 としてだけではなく, 人生の先輩, 子育ての先輩とし ての良き相談役としての役割も果たしてきた。核家族 化が進み、子育てに関する様々な不安を抱えながら、 誰も相談する者もなく日々悩み苦しんでいる母親が増 えている。核家族化には、都市集中型の経済構造や住 宅の問題など様々な原因が考えられるが、いずれにし

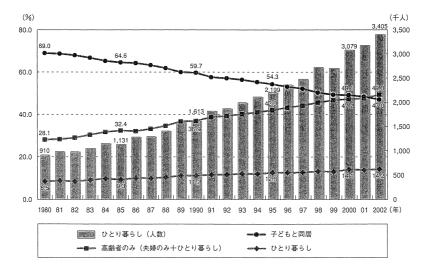


図-4 高齢者の子どもとの同居状況(年次推移) 資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」(1985年以前)および「国民生活基礎調査」(1986年以降)

ても子育て環境は家庭の構造面でも大きく変化してき ている。

③子育てコスト

前述のように 2002 年の『出生動向基本調査』の「理 想の子ども数を持とうとしない理由しでは「子育てや 教育にお金がかかりすぎるから | が第1位で、1987 (昭 和62)年の同調査結果と比較しても常に第1位を占め てきた。子どもを育てる夫婦にとって保育にかかる費 用や教育費の高騰は、重要かつ深刻な問題である。ま た同年、(財)こども未来財団によってに実施された『子 育てコストに関する調査研究』によると、0歳児の平 均的な子育てコストの年間総額は506,007円. 妊娠・ 出産コストの平均額は503.683円となり、妊娠し出産 して 1 歳になるまでに約 100 万円かかる。〔表 -1〕さ らに1歳から6歳までの子育てコストの平均額の合計 は3,409,826円となり〔表-2〕, 1歳までのそれと合 計すると 4,419,516 円となる。つまり、妊娠・出産か ら小学校就学までに約442万円かかることがわかる。 それが第2子、第3子と続くと当然重複する期間がで き, 家計からの支出も増加する。そして, 就学すると 教育費がさらに追い打ちをかける。平成14年度『子 どもの学習費調査報告書』によると、小・中・高と公 立校に通わせた場合の、「保護者が学校教育及び学校 外活動のために支出した経費」の平均年額は、小学校 が 292.278 円. 中学校が 437.418 円. 高等学校が 528.195 円となり、それぞれの在籍年数を単純に掛け 合わせると 12 年間で約 465 万円の支出となる。これ が私立校に通わせるとさらに増えるのは言うまでもな V10

Ⅱ 少子化対策

1. エンゼルプランから少子化社会対策基本 法制定へ

1994 (平成6) 年,国は少子化対策として厚生・労働・文部・建設(当時)の4大臣の同意のもと『今後の子育で支援のための施策の基本的方向について』(エ

表-1 0歳児の子育てコスト

費目		平均額(円)		
べも	ビー用品・衣料	198,602		
	家具・寝具類	23,268		
	生活用品・器具、消耗品	100,087		
	衣類	75,247		
育児	己費	132,918		
	食費、おやつ	57,042		
	保育園費	12,932		
	延長保育・夜間保育費	1,423		
	ベビーシッター・一時保育費	3,743		
	その他保育	322		
	保健・医療費	38,830		
	保健・医療機関窓口での支払額	17,181		
	保健・医療機関等までの交通費	14,232		
	薬局・薬店等で購入した医薬品類	7,417		
	教育・娯楽品費(玩具・CD 等)	18,626		
おれ	兄い行事関係費	72,723		
子育	育てのための預貯金・保険	101,765		
合訂	†	506,007		

妊娠・出産コスト

費目	平均額(円)		
出産費	454,833		
定期検診(交通費を含む)	90,215		
分娩・入院	364,618		
妊娠期間中の出産準備費	48,849		
妊婦用品・衣料等	25,215		
妊娠中の運動・学習等	6,480		
妊娠中の家事・育児補助関連	6,201		
胎教用品・教室等	600		
里帰り出産	7,965		
妊娠・出産前後の交通費	2,388		
合計	503,683		

財団法人 こども未来財団「子育てコストに関する調査研究」

ンゼルプラン)を策定、子育てと仕事の両立支援、家庭における子育て支援等の基本的方向に基づき翌1995(平成7)年、その具体的施策として「緊急保育等5か年事業」をスタートさせた。その内容は、低年齢児保育や延長保育・一時的保育の推進、地域子育て支援センターの設置など主に保育施策を中心としたものであった。さらに1999(平成11)年、前4大臣に大蔵・自治(当時)を加えた6大臣合意のもと『重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について』

(新エンゼルプラン)を策定, 翌年から平成 16 年度末

費目	平均額(円)						
負日	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1~6歲合計
育児費	80,499	79,756	104,738	105,835	121,083	109,770	601,681
食費、おやつ(給食以外)	56,338	60,128	87,004	67,640	91,013	83,098	445,221
保健・医療費	24,161	19,628	17,734	38,195	30,070	26,672	156,460
保健・医療機関窓口での支払額	14,919	12,699	12,504	31,886	19,071	18,505	109,584
保健・医療機関等までの交通費	2,909	2,705	2,074	2,213	5,615	3,073	18,589
薬局・薬店等で購入した医薬品	6,333	4,224	3,156	4,096	5,384	5,094	28,287
類							
子ども用品・衣料費	122,633	115,459	85,832	80,855	79,542	88,915	573,236
衣類	41,890	36,041	40,004	42,123	42,347	39,779	242,184
生活用品・器具,消耗品,家具類	55,914	35,886	23,554	12,798	10,582	13,554	152,288
おもちゃ・遊び道具類	22,819	40,518	18,333	20,089	18,271	21,615	141,645
文具・学習用品類	2,010	3,014	3,941	5,845	8,342	13,967	37,119
幼稚園・保育園関係費	90,188	97,192	155,617	258,870	277,346	249,732	1,128,945
幼稚園・保育園費用	82,091	81,183	144,487	254,262	271,204	243,336	1,076,563
延長保育・夜間保育費	1,121	2,802	3,305	3,604	4,775	4,599	20,206
ベビーシッター・一時保育費	4,715	12,046	7,032	991	1,152	1,750	27,686
その他・保育	2,261	1,161	793	13	215	47	4,490
幼稚園・保育園以外での教育費	21,367	61,484	42,755	39,228	48,241	55,315	268,390
習い事, おけいこ	2,771	8,839	24,031	26,838	39,848	44,921	147,248
家庭教育用品・通信教育費	18,486	52,521	18,471	12,298	7,942	10,286	120,004
子ども会・体験活動・地域活動	110	124	253	92	451	108	1,138
おこづかい	29	14	9	308	1,081	1,495	2,936
お祝い行事関係費	29,144	23,612	29,910	30,771	30,457	31,623	175,517
子育てのための預貯金・保険	120,914	137,326	97,446	104,447	101,598	97,390	659,121
合計	464,774	514,841	516,308	620,316	659,349	634,241	3,409,826

表-2 1歳~6歳児の子育てコスト

注:表中の「 $1\sim6$ 歳合計」とは、1歳から6歳のそれぞれの平均額を合計したものである。以降のグラフでも同義である。財団法人 こども未来財団「子育てコストに関する調査研究」

を目標にスタートさせた。その主な内容は次のとおりである。

〔施策の目標及び内容〕

- (1)保育サービス等子育て支援サービスの充実
 - ①低年齢児(0~2歳)の保育所受入れの拡大
 - ②多様な保育サービスに応える保育サービスの推 進
 - ・延長保育, 休日保育の推進等
 - ③在宅児も含めた子育て支援の推進
 - ・地域子育で支援センター, 一時保育, ファミ リー・サポート・センター等の推進
 - ④放課後児童クラブの推進
- (2)仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

- ①育児休業を取りやすく,職場復帰しやすい環境 の整備
 - ・育児休業制度の充実に向けた検討, 育児休業 給付の給付水準の40%への引き上げ(現行 25%), 育児休業取得者の代替要員確保及び 原職等を行う事業主に対する助成金制度の創 設等
- ②子育てをしながら働き続けることのできる環境 の整備
 - ・短期間勤務制度等の拡充や子どもの看護のための休暇制度の検討等
- ③出産・子育てのために退職したものに対する再 就職の支援

- ・再就職希望登録者支援事業の整備
- (3)働き方についての固定的な性的役割分業や職場優先の企業風土の是正
 - ①固定的な性的役割分業の是正
 - ②職場優先の企業風土の是正
- (4)母子保健医療体制の整備
 - ・国立成育医療センター (仮称), 周産期医療 ネットワークの整備等
- (5)地域で子どもを育てる教育環境の整備
 - ①体験活動等の情報提供及び機会と場の充実
 - ・子どもセンターの全国的展開等
 - ②地域における家庭教育を支援する子育て支援 ネットワークの整備
 - ・家庭教育24時間電話相談の推進等
 - ③学校において子どもが地域の人々と交流し、 様々な社会環境に触れられるような機会の充実
 - ④幼稚園における地域の幼児教育センターとして の機能等の充実
- (6)子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現
 - ①学習指導要領の改訂
 - ②平成14年度からの完全学校週5日制を一斉に 実施
 - ③高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進 ・総合学科,中高一貫教育校等の設置促進
 - ④子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備
 - ⑤問題行動へ適切に対応するための対策の推進 ・「心の教室」カウンセリング・ルームの整備, スクールカウンセラー等の配置
- (7)教育に伴う経済的負担の軽減
 - ①育英奨学事業の拡充
 - ②幼稚園就園奨励事業等の推進
- (8)住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援
 - ①ゆとりある住生活の実現
 - ②仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境 の整備
 - ③安全な生活環境や遊び場の確保

このような目標や内容に沿って目標値が設定され、整備が進められている。残り1年での進捗状況を見る

と、低年齢児受入れの拡大や延長保育・休日保育・一 時保育の推進、放課後児童クラブなどエンゼルプラン から継続して進められている事業は、ほぼ目標値に達 しているか若しくは目標値を上回る結果を残してい る。逆に、総合学科の設置促進や中高一貫教育校の設 置促進など教育改革に関わる事業は目標値の半数にも 達していない。「心の教室 | カウンセリング・ルームの ように既存の施設に設置するものは比較的容易に整備 できているが、新たに設置するものは関係省庁の思惑 からか整備が進んでいない。〔表 -3〕数字上から見れ ば就学前の子どもを養育している家庭への支援は進ん でいるように見えるが、それはあくまで目標値との比 較であってニーズを充足していることの証ではない。 延長保育や休日保育などは、まず保育所に入園してい ることが前提でのサービスである。たとえば、延長保 育を実施していない保育所へ通園している場合、急用 ができ延長保育を実施している他の保育所へ子どもを 預けることはできないし、休日だけ他の保育所に預け ることもできない。また、その保育所へ入園すらでき ず認可外保育所へ高い保育料を払って子どもを預けて いる家庭もまだ多い。国は平成14年度から「待機児 童ゼロ作戦」を展開し、保育所だけでなく、幼稚園の 活用や保育ママの設置などの対策を講じているが、平 成16年度当初の全国の待機児童は約24,000人とさ れ,前年と比較して2,000人減少したとはいえ,ゼロ にはほど遠い。新たな保育所の設置や定員増など早急 かつ具体的な対応が望まれる。また保育事業の場合. 実施主体が市町村のためその財政状況や企業体系の違 いなど、それぞれの地域によって保育時間や事業実施 の取り組み姿勢に格差があることも否定できない。

また国は、少子化の進行並びに家庭及び地域環境の変化を踏まえて、国や地方公共団体だけでなく事業主の責務を明確にすることを目的に、2003(平成15)年『次世代育成支援対策推進法』を制定(平成17年4月施行)、市町村及び都道府県並びに事業主に行動計画の策定を義務づけ、雇用環境の整備を図ることとした。さらに、同年議員立法により『少子化社会対策基本法』を制定、その基本理念の中で「少子化に対処するため

及 3 利エンセルノブンの日信順及び進抄仏加(十成 10 年 3 月 31 日現住)						
	進捗状況	目標値				
低年齢児受入れの拡大	67.1万人	68.0万人				
延長保育の推進	11,702ヶ所	10,000ヶ所				
休日保育の推進	525ヶ所	300ヶ所				
乳幼児健康支援一時預かりの推進	307 市町村	500 市町村				
多機能保育所等の整備	372ヶ所	2,000ヶ所				
地域子育て支援センターの整備	2,499ヶ所	3,000ヶ所				
一時保育の推進	4,959ヶ所	3,000ヶ所				
ファミリー・サポート・センターの整備	301ヶ所	180ヶ所				
放課後児童クラブの推進	11,324ヶ所	11,500ヶ所				
フレーフレー・テレフォン事業の整備	47 都道府県	47 都道府県				
再就職希望登者録事業の整備	47 都道府県	47 都道府県				
周産期医療ネットワークの整備	24 都道府県	47 都道府県				
小児救急医療支援事業の推進	158 地区	360 地区				
不妊専門相談センターの整備	36ヶ所	47ヶ所				
子どもセンターの全国展開	983ヶ所	1,000ヶ所程度				
子ども放送局の推進	2,212ヶ所	5,000ヶ所程度				
子ども 24 時間電話相談の推進	_	47 都道府県				
家庭教育 24 時間電話相談の推進	-	47 都道府県				
総合学科の設置促進	220 校	500 校程度				
中高一貫教育校の設置促進	118 校	500 校程度				
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備	8,467 校	5,234 校				

表-3 新エンゼルプランの目標値及び進捗状況(平成16年3月31日現在)

「少子化への対応を推進する国民会議(第6回)」配布資料より転記

の施策は、父母その他の保護者が子育てについての第 一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変 化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同 参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持 ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、 育てることができる環境を整備することを旨として講 ぜなければならない」と、子育てに夢を持ち安心して 生み育てられる環境を整えることを唱っている。つま り、逆をいえば現在の状況は、子育てに夢を持てず、 安心して子育てができない環境にあるということであ る。単に自らの老後の生活の維持や労働力の確保のた めではなく、子育てをすることの楽しさや苦しみの体 験の中から得られる数多くの喜びを享受できるような 環境をいかに整備していくかが早急かつ重要な課題で ある。

以上のように、子育てを支援するため様々な施策が 講じられている。では、その施策はどのような形で実 践されているのだろうか。ある地方自治体での取り組 みを取り上げてみたい。

2. 子育て支援の現状――松山市の取り組み から――

松山市は、四国・愛媛県の県庁所在地であり、人口約51万人の中核市である。同市では、延長保育や乳児保育など主に保育に欠ける児童並びに母親に対する支援を行ってきた。1990 (平成2)年には、中・四国・九州地区では初めて、緊急保育などを含んだ一時的保育事業を市内の私立保育所に委託して実施、措置児童以外の子どもの受け入れにも取り組んでいる。1992 (平成4)年には、夜10時まで子どもを預かる長時間保育を同保育所で実施。さらに1996 (平成6)年には、その後一時的保育事業を開始した2私立保育所を加えた3保育所において「地域子育て支援事業」を開始、翌年からは公立保育所も加えて「地域子育て支援センター事業」として現在、市内8保育所に地域子育て支援を展開してい援センターを設置し本格的な子育て支援を展開してい

る。

地域子育て支援センターの事業内容は、①育児不安 等についての相談事業 ②子育てサークル等の育成・ 支援 ③特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努 力 ④ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供 等 ⑤家庭的保育を行う者への支援などであるが、事 業の中心となるのは育児相談や子育てサークルの育 成・支援である。同市の平成15年度の育児相談件数 は2,411件、そのうち、親の育児不安に関する相談件 数は1.128件と全体の半数近くを占めている。相談に は各子育て支援センターの職員のほか、 同市保健所敷 地内に設置された子育て支援相談室の保育士が対応し ている。その中には「子どもをたたいてしまう」「子ど もが好きになれない」「上の子どもとうまく関係が持 てない。たたいて、どうにかしそう。子どもを保護し てほしい。」など虐待若しくは虐待に繋がりかねない 深刻な相談もある。相談の全てがその場で解決できる 訳ではない。同相談室では、それぞれの相談内容に あった関係機関との連携を密にしている。たとえば、 虐待や非行に関する相談であれば児童相談所へ、母親 の育児不安による心身症に関する相談であれば医師 に, 生活不安に関する相談であれば生活保護課へ紹介 するなどの措置がとられている。

また同支援室では、市内の総合病院の小児科医の協力のもと毎月1回、乳幼児の健康管理に関する講習会「育児健康塾」や、子育てに悩む保護者を対象としたグループカウンセリング「ほっと HOT タイム」を開催し、子育て不安の解消のための事前的指導にも取り組んでいる。

次に、子育でサークルの育成・支援であるが、これは市内保育所に設置された地域子育で支援センターで実施されている。まず、「子どもを遊ばせる場所がない」「周囲に同じ年頃の子どもがいない」「子どもの育て方が解らない」「子育で仲間がほしい」などと感じている就園前の子どもを持つ母親達に集まってもらい、親子教室を開くことから始まる。主に地域の公民館などを使い、手遊びやリズム遊び等の集団遊び、おもちゃ作りやおやつ作り、さらには母親同士の情報交換など

自由な空間の中で母親同士、子ども同士の交流を図るのが目的である。その中から気の合う仲間ができ、サークルに発展していく過程を側面から援助し、その活動を支援していくことが担当者の重要な役割である。しかし、集まればすぐサークルができるとは限らない。同じ年頃の子どもを持つ母親同士が集まり仲良くなっても、それがサークルに発展するケースはまだ少なく、決して容易なことではない。たとえサークルが誕生してもその活動の場がなかったり、中心となる母親が子どもの就園とともに離脱し自然消滅するケースもある。後継者作りも含めてサークルの育成・支援には課題が多い。センターでは、そのほか園庭開放や0歳児のための「赤ちゃんサークル」、育児講座の開講など、それぞれがその独自性を生かした活動を行っている。

また同市は、地域における多様な子育でサービス情報を一元的に把握するとともに、子育で家庭に対する総合的な情報提供、利用援助等の支援を行うため、子育で支援総合推進モデル市町村の指定を受け、平成16年度から「子育で支援総合コーディネート事業」を開始した。コーディネーターを子育で支援室に配置し、従来の相談事業をさらに充実させるとともに、利用者がより気軽により適切に支援を受けられるようコーディネートするため、次のような手順で支援を行っている。

- ①相談受付
- ②情報提供

専門機関・支援機関の紹介 支援サービスの利用計画の作成

③サービスの利用

〔図-5〕

従来の縦割り行政に捕らわれることなく,保育支援,教育支援,障害児への発達支援,非行や虐待等に対する家庭支援や自立支援などを,児童相談所や保健所,教育関係者,医療関係者,ハローワークさらには地域のボランティアとの幅広い連携により,包括的に実施することをを目的としたものである。行政の目が,単に保護を要する子どもだけではなく,その背後にいる

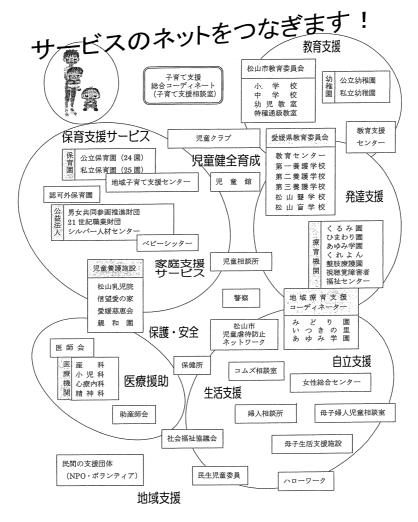


図-5 《松山市の子育て支援体制》

人達へ向けられてきたことの現れである。

3. 新たなる取り組み

国は過去10年間の実績を踏まえ、さらなる施策を講じるため、2004(平成16)年『少子化社会対策大綱』を策定。基本的な考え方として「自立への希望と力」「不安と障壁の除去」「子育ての新たな支え合いと連帯――家族のきずなと地域のきずな――」の3つの視点と次の4つの重点課題を挙げている。

- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
 - ・若者の就労支援
 - ・子どもがたくましく育つために
- ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ・仕事と家庭の両立支援の取組

- ・育児をしながら働くことができるための取組
- ③生命の大切さ、家庭の役割などについての理解
 - ・子どもや家庭の大切さの理解を深める
 - ・生命の大切さなどについての理解を深める
- ④子育ての新たな支え合いと連帯
 - ・地域における子育て支援の拠点などの整備
 - ・小児医療体制の充実

現在、NEET(Not in Employment, Education or Training)と呼ばれる若者の増加が社会問題となっている。彼らを単に「働く気のない怠惰な人間」として片づけるのは簡単ではあるが、むしろ、働かなくても経済的に保障され生活ができる。一見理想的に見える社会のあり方にも問題があると考えるべきではないだろうか。高度経済成長期以前のように、お金や物が十

分になかった時代には許されなかったことが、現代社会では許されていること自体不思議な現象といえる。彼らを生んだ原因や背景には様々なことが考えられるが、全国に約85万人いるとされる彼らの殆どが、バブル経済華やかな頃に幼少期から思春期を過ごしていることも無視できないことがらである。働くことの意義を伝えることや職業意識を持たせることも重要だが、まず「生きること」とは何なのかを伝えることが先決ではないだろうか。「育てる」ことよりも「育ち」に目を向ける姿勢こそ、今、親に求められている。

これまで述べてきたように仕事と家事・育児を両立させることは、単に保育制度を充実させれば容易に解決するという問題ではない。保育所を利用している母親達の勤務形態も、ひと頃のパート労働中心の時代から常勤労働の時代へと大きく変化してきている。収入も増え、生活も豊かにはなってきているが、その分家庭が背負うリスクは大きい。効率よく収益を上げていこうとする企業(雇用主)側の論理と、その論理を理解しつつも、社会の生活者としてその大事な基盤である家庭を維持し、その中で自らの生活水準を上げて行こうとする働く者の側との論理のズレを補完していくためには、育児休業中の経済的保障や男性の育児休業の取得、それに伴う企業側のリスクに対する補助など、積極的・具体的な施策が求められる。

戦争の悲惨な場面や殺人事件などが、様々なメディアからリアルタイムで茶の間に届く時代となり、また、コンピューターの普及ともあいまって、現実の世界とバーチャルリアリティの世界との区別がつかない人たちが増え、子ども達もその中に取り込まれつつある。今こそ生命の大切さや家庭の役割などを子ども達に伝えていかなければならない。「これは学校の役割」「これは家庭の責任」などと言っている時ではない。社会全体で早急に取り組まなければならない。

地域子育で支援センターが、地域における子育での 拠点となるためには、単にサービスを提供するだけの 機能だけではなく、地域のニーズを吸い上げる機能を 備え、民生・児童委員やボランティアなどとの連携の もと幅広い支援体制を構築しなければならない。ま た,小児医療体制を充実させるためには,夜間診療や休日診療体制を整備するとともに,小児医療費の自己 負担分の削減等,社会保険の面からの支援も必要であ る。

さらに前掲の大綱では前述の重点課題に取り組むための28項目の行動を設定。2004(平成16)年12月,それに基づき今後5年間の目標等を定めた新・新エンゼルプランとも言うべき「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)が策定された。同プランでは、育児休業制度の完全導入や長時間労働者の割合の1割削減、さらには若者の自立支援などが盛り込まれ、2005(平成17)年4月から実施される。なお、同プランについてはその進捗状況等を見た上で後日論評したい。

Ⅲ まとめ

子どもを持つか持たないかは、あくまで個人や夫婦 が決めることである。また、持ちたくても持てない人 たちも沢山いる。子どもを産み育てることは国策で論 じることではないのかもしれない。しかし、「子ども を産んで育ててみたい」という社会を創り上げていく ことは、すべての国民が夢を持って生活していく上で 大変重要なことである。自分の子どもだけではなく、 次の世代を育てることは、先人が切り開き自らが歩ん できた軌跡を未来に続けていくためにも大切なことで ある。「本当に安心して子どもを育てられる社会 | と はどんな社会なのだろうか。たとえば、出産から就学 するまでの期間を考えると、出産の時は医師と助産師、 家庭に帰ると地域の保健師、保育所や幼稚園に入園す ると保育士や幼稚園教諭と、その関わる人たちが変 わっていく。親子の信頼関係を創り上げていくこの大 切な時期にも拘わらず、そこに関わる人たちの繋がり があまりにも薄い。地域子育て支援センターも、老人 介護支援センター設置の時のように、せめて中学校区 に一つは設置してほしい。それに、何よりも世間体を 気にせず、気軽に相談に行けるような地域社会の理解 が求められる。ゆとり教育の中に潜む学力の低下や格 差に不安を抱いている親達もいる。ゆとり教育の本来

の目的は何だったのだろうか。

子育ての基盤はあくまで家庭であり、その責任は親 にあることは言うまでもない。その親がその責任を果 たすために、国は、企業は、学校は、地域は何をしな ければならないのか。今こそ真剣に考える時である。

〔参考文献〕

(1) 平成 15 年度「厚生労働白書」 厚生労働省 (株) (6) 「福祉小六法」 (株)みらい ぎょうせい

- (2) 平成 16 年度「厚生労働白書」 厚生労働省 ㈱ ぎょうせい
- (3) 平成 15 年度「女性労働白書」 厚生労働省 (財) 21 世紀職業財団
- (4) 「子育て支援等に関する調査研究報告書」 UFJ 総合研究所
- (5) 「社会福祉六法」 新日本法規出版(株)

A decrease in population of children and A policy for support of child care

Akira YAMAGAMI

Suzuka University of Medical Science

Key Words: children, late marriage, support, angel plan, responsibility

-Abstract-

- (1) The causes of a decrease in pupulation of children. The late marriage trend and non-marriage, the compatibility of work and child care, the cost of child care and others.
- (2) The policies for support of child care in Japanese government. Angel plan, New angel plan, Support plan for children and child care.
- (3) The present conditions of support of child care. The examples of Matsuyama city in Ehime prefecture.
- (4) The problems to the future. The responsibility of perents and society, the creation of society that the youngmen are able to hold the dreams to child care.